

## 観光パンフレット作製業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 観光パンフレット作製業務委託
- (2) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年10月31日まで
- (4) 見積上限金額 3,395,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 高萩市建設工事等入札参加資格審査事項（平成8年高萩市告示第12号）に基づき、一般競争入札参加資格の有資格者（単体）であること。
- (2) （令和3・4年度）競争入札参加資格者名簿において、「広告・出版・催事」のうち「印刷・出版」に登載されている者であること。
- (3) 平成29年度から令和3年度までに地方公共団体等における同種業務を元請で受注した実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定まで間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (9) 代表者及び役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、高萩市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号から第3号に規定する者に該当しないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

### 3 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先  
〒318-8511 茨城県高萩市本町 1-100-1

高萩市産業建設部観光商工課

電話：0293-23-7316 FAX：0293-24-0006

E-mail：kan-syou@city.takahagi.lg.jp

(2) スケジュール

内 容	期限又は期間
①実施要綱等の公表	令和4年4月25日(月)
②実施要綱等に関する質問受付期間	令和4年4月25日(月)～5月2日(月)
③質問への回答	令和4年5月6日(金)
④企画提案書の提出	令和4年5月13日(金)
⑤審査	令和4年5月中旬(予定)
⑥審査結果の通知	令和4年5月下旬(予定)
⑦非選定理由の説明請求	⑥通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- a 企画提案書(参加表明書)(様式1)
- b 企画提案資料、業務実績、実施体制、業務工程表(※任意様式)、提案するサイズ及び紙質の確認出来る見本
- c 見積書及び内訳書(※任意様式)
- d 納税証明書(未納がないことの証明。発行後3カ月を超えないもの)
  - ① 市内事業者の場合(国税・県税・市税)
  - ② 市外事業者の場合(国税・県税)

イ 作成にあたっての注意事項

- a 企画提案は、1者1提案とする。
- b 企画提案資料は、表紙及び目次を付すこととし、A4版(縦・横どちらも可)、両面カラー印刷、文字サイズ11ポイント以上、30ページ(15枚)以内、下部中央にページ番号を記入し作成すること。なお、表紙及び目次は、ページ数に含めないこととする。
- c 企画提案資料は、別紙仕様書を踏まえ、事業者の発想や見識を活かし、企画コンセプト、全体の構成案、各ページの展開案、デザイン案など具体的な内容について記載すること。
- d 実施体制は、担当する者の実務経験年数や有資格者の配置及び実務経験年数など、業務実施体制を記載すること。
- e 提出期限後は提出された企画提案書等の差替えまたは再提出は認めない(本市から指示があった場合を除く)
- f 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ 提出期限、提出場所、提出方法

- a 提出期限 令和4年5月5日 17時まで  
提出期限後に到着した企画提案書等は無効とする。
- b 提出場所 (1)に同じ
- c 提出部数 3部(正本1部、副本2部)
- d 提出方法 持参、郵送又はメール(※郵送の場合には5月13日消印有効)  
※メールにより提出する場合、電話による着信確認をすること。

エ 提出された企画提案書等の取扱い

- a 著作権は提案者に帰属することとする。ただし、高萩市情報公開条例(平成12年高萩市条例第47号)に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- b 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- c 提出された企画提案書等は返却しない。
- d 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(4) 実施要綱、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問票(様式2)に必要事項を記載し、持参、郵送又はメールにより提出する。

- ア 質問の受付場所 (1)に同じ
- イ 質問の受付期間 令和4年4月4日 25日から5月2日  
17時まで(※郵送の場合には5月2日消印有効)  
※メールにより提出する場合、電話による着信確認をすること。

ウ 質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、令和4年5月6日に提案提出各事業者に電子メールにて通知する。

#### 4 審査の手続き及び契約候補者の選定

(1) 審査の手続き

企画提案書等の審査は、プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設け、企画提案書の内容を別添評価基準に基づき評価を行い、当該評価結果をもとに市が最も優れている提案者を第1優先交渉権者(契約候補者)とし、次点を第2優先交渉権者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

なお、評価委員会の会議及び審査内容は、非公開とする。

(2) 契約候補者の選定

- ア 契約候補者となることのできる最低基準点は、評価委員の合計評価点数の平均が、60点以上のものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

- イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点のものを新たな契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。
- ウ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。
- エ 本要綱に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。
  - a 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（高萩市の休日等を定める条例（平成元年高萩市条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
  - b aに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

## 5 審査結果の通知

企画提案書等を提出したすべての者に書面にて通知する。

## 6 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 5の通知により、契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。
- (2) 書面は持参又は郵送により提出する。
- (3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。
  - ア 受付場所 3（1）に同じ
  - イ 受付時間 いずれも9時から17時まで（ただし、12時から13時を除く。）
- (4) (1)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し、書面で行う。
- (5) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

## 7 その他

### (1) 契約保証金の納付義務

有。ただし、高萩市財務規則第108条第2項のいずれかの規定に該当する場合は免除する。

(2) 無効となる提案等

ア 次に該当する提案は、無効とする。

- a 本要綱に示した参加資格を有しない者のした提案
- b 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- c 本要綱に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- d 見積金額が1（4）における見積上限金額を超える提案
- e 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

イ 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。